農業農村の整備 VII

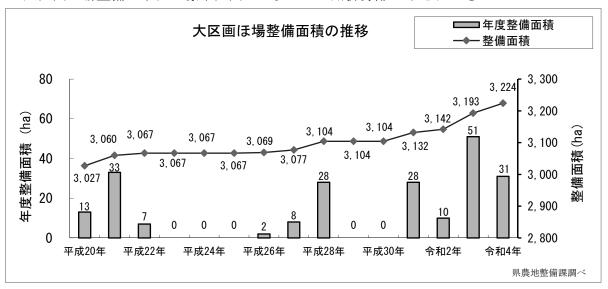
農業農村整備

〇大区画ほ場整備面積は 3, 224ha

西濃地域高須輪中を中心に、大区画のほ場が多く整備されています。

こうした良好な基盤条件を背景に、農地利用集積による経営規模の拡大、農作業効率の向上によ る生産の低コスト化が進められ、大規模な経営を行う担い手・生産組織が育成されています。

※大区画ほ場整備:水田の標準区画 50a 以上かつ用排分離がなされたもの



〇基幹的農業用水路の整備延長は約 649km

県内には基幹的な用水路が約649kmあり、農産 物づくりに欠かすことのできない、豊かできれ いな農業用水の安定供給に貢献しています。

これらの施設の老朽化が進む中、ストックマ ネジメントセンターと連携し、策定した機能保 全計画に基づく継続的な点検・診断、効率的な 整備を行うことで、施設の長寿命化を図ってい ます。

【基幹的用水路の対策状況】 機能保全計画策定済(km) 圏域名 全体延長(km) 対策工事済(km)

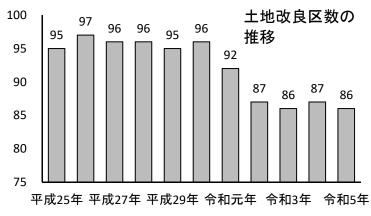
岐	阜	130. 2	66. 8	34. 2
西	濃	213. 9	177. 2	47. 4
中	濃	194. 7	134. 4	21. 1
東	濃	66. 0	51. 6	3. 3
飛	騨	44. 2	40. 4	4. 0
計		649. 0	470. 4	110.0

注1) 基幹的用水路は、受益面積が100ha以上を有する用水路をいう。 注2) 本表における対策の始期は機能保全対策に着手した平成18年度とする。 県農地整備課調べ

〇土地改良区は86団体

土地改良区は農家などで構成される組織 で、現在県内に 86 団体 (R6 年 3 月)ありま す。農業用水路などの農業用施設の維持管理 などを行っていますが、土地持ち非農家が増 加しており、農業用施設の管理体制の低下が 懸念されています。

そこで、農業用施設の管理体制を強化す るため、土地改良区の再編などによる組織 強化と合わせ、土地改良区と非農家が協働 で行う維持管理活動(水路清掃、草刈等)な どの取組みを推進しています。



県農地整備課調べ

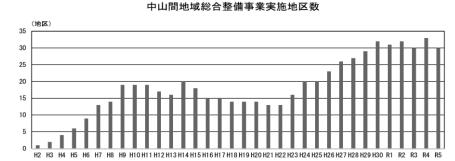
R6.3月時点

中山間地域総合整備

〇中山間地域の農業農村環境の整備

中山間地域において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう平成2年度から中山間地域総合整備事業に取り組んでいます。

このことにより、中山間地域の農業生産基盤の整備や農村生活環境の充実が図られるのみでなく、この地域が持つ



多面的機能の確保にも役立っています。

中山間地域総合整備事業は、令和4年度までに76地区が完了し、令和5年度には30地区で実施しています。

〇農業生産基盤の整備

農業生産基盤の整備として、老朽化した用排水路の改修、農道の整備、ほ場整備等を実施しています。

用水路の整備 (恵那市)







ほ場整備 (下呂市)







〇農村生活環境の整備

農村生活環境の整備として、集落道の整備、農業集落排水路の整備、農業集落防災安全施設 (防火水槽等)の整備を実施しています。

集落道整備 (郡上市)







農業農村の強靱化

〇ため池関連の法律の施行

平成30年7月豪雨において、小規模なため池の決壊により甚大な被害が発生したことを受け、令和元年7月に、農業用ため池を適正に管理及び保全し、決壊による被害を防止することを目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)」が施行され、ため池管理に係る県の責務が明確化されました。

また、令和2年10月に、農業用ため池に係る防災工事などの集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)(以下、「ため池工事特措法」という。)」が施行されました。

〇農業用ため池防災対策プロジェクトの推進

本県の農業用ため池 2,200 箇所のうち、防災重点農業用ため池は 1,322 箇所(令和6年3月時点)あり、このうち、耐震不足や老朽化が顕著等により今後対策を要するため池が、257 箇所あることから、ため池工事特措法に基づく防災工事等推進計画に位置付け、農業用ため池防災対策プロジェクトとして、耐震対策や改修などを集中的かつ計画的に推進しています。

また、農村地域の過疎化・高齢化の進行に伴い、地域の防災力を支えてきた集落機能の

農業用ため池総数 2,200 R5現在 改修中 防災重点 要改修 42 ため池 農業用ため池 299 防災工事 R6以降 等対象 着手 257 1,290 調査未実施 ため池 788 廃止 調査の結果 要対策と判断された ため池 32 対策不要 場合は、優先度の高 ため池 いものから対策を実 203 1,322 施する。

農業用ため池の状況

R6.3月時点

低下が懸念される中、令和3年度から県、市町村、ため池管理者及び地域住民を対象とした農業 用ため池に関する防災行動計画(タイムライン)作成や災害図上訓練(DIG)を実施するなど、 防災行動への意識啓発を推進するとともに、地域内の情報伝達体制の強化を促進しています。



須郷池 (揖斐川町)



上池 (可児市)

〇農業用排水機場の更新整備及び機能保全対策の推進

本県の農業用排水機場(60機場)の半数以上 が建設から 30 年以上経過しており、老朽化に よる排水能力の低下が懸念されています。

また、周辺農地の宅地化などによる雨水保水 能力の低下や建設後の地盤沈下の影響に加え、

「想定外の常態化」ともいうべき豪雨の頻発化 などによる排水機の能力不足が懸念されてい ます。

そこで、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に 起因する災害を未然に防止するため、老朽化な どにより機能低下した農業用排水機場の更新 整備に加え、施設の長寿命化を図るため、継続 的な点検、機能診断、評価に基づく適時適切な 機能保全対策を推進しています。

農業用排水機場の建設(更新)年度 30 機場 ※更新中の5機場を除く 25 ■県営 ■国営 □団体営等 (5) 20 15 10 - (19) ĥ (2) 5 (2) (3) 40年 経過年 以上 30年 25年 15年 10年 DJ F DJ F DIF DJ F DLE 未満

R6.3 月時点 県農地整備課調べ

〇農道の整備延長は約 627km

【県営農道整備事業の実施延長】

県営農道整備事業は昭和40年から基幹農道整備事業(旧農 免農道)、昭和45年から広域農道整備事業、昭和46年から 一般農道整備事業、平成5年からふるさと農道整備事業(県 単)などの事業をそれぞれ実施しています。令和4年度まで に4事業全体で238地区、約613kmを整備しました。



— 神岡農免農道(飛騨市) R6.3月時点

工期	全体		令和4年度迄完了		令和5年度実施中	
	地区数	延長(km)	地区数	延長(km)	地区数	延長(km)
S40∼	136	300. 1	132	293. 9	4	6. 2
S45~	34	173. 5	24	165. 6	10	7.9
S46∼	56	117. 0	56	117. 0	0	0.0
Н5∼	32	36. 7	26	36. 7	6	0.0
	258	627. 3	238	613. 2	20	14. 1
	\$40~ \$45~ \$46~	工期 地区数 \$40~ 136 \$45~ 34 \$46~ 56 \$45~ 32	工期 地区数 延長(km) S40~ 136 300.1 S45~ 34 173.5 S46~ 56 117.0 H5~ 32 36.7	工期 地区数 延長(km) 地区数 S40~ 136 300.1 132 S45~ 34 173.5 24 S46~ 56 117.0 56 H5~ 32 36.7 26	工期 地区数 延長(km) 地区数 延長(km) S40~ 136 300.1 132 293.9 S45~ 34 173.5 24 165.6 S46~ 56 117.0 56 117.0 H5~ 32 36.7 26 36.7	工期 地区数 延長(km) 地区数 延長(km) 地区数 S40~ 136 300.1 132 293.9 4 S45~ 34 173.5 24 165.6 10 S46~ 56 117.0 56 117.0 0 H5~ 32 36.7 26 36.7 6

県農地整備課調べ

○緊急輸送道路ネットワークに関連する農道橋の耐震補強を推進

農道は、農産物輸送の合理化はもとより、災害発生時の避難路及び代替輸送路としての機能を 有することから、県が指定する緊急輸送道路ネットワークに位置付けられた農道及び緊急輸送道 路に接続する農道にある橋梁を対象に耐震化を推進しています。

【緊急輸送道路ネットワークに関連する農道橋の耐震補強の状況】

R6.3月時点

	緊急輸送道路橋に 関する農道橋数	着手・	R6以降事業	
		R4までに整備済	R5事業継続中	着手予定
ネットワークに指定された農道にある橋梁	5	5	ı	ı
ネットワークに接続す る農道にある橋梁	45	20	3	22

県農地敷備課調べ